

東京労災病院倫理規程

第1章 目的

第1条 この規程は、東京労災病院（以下「当院」という。）において、職員が独立行政法人職員及び医療人として適切かつ高い倫理観に基づき業務にあたるために必要な基本的事項を定め、もって勤労者医療と地域医療の中核病院として患者中心の安全で安心な質の高い医療の提供に資することを目的とする。

第2章 職務倫理

第2条 職員は、労働者健康安全機構の職員として刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員と見なされることを認識し、公務に従事する者としての自覚をもって職務に当たらなければならない。

第3条 職員は、労働者健康安全機構法、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律、職員就業規則及びその他法令等を遵守し、職務上知り得た情報の機密保持、適正利用、適正管理等に努めなければならない。

第4条 職員は、労働者健康安全機構役職員倫理規程を遵守し綱紀の保持に努めなければならない。

第5条 職員は、病院に勤務するものとして前条までに掲げるもののほか、以下の事項について特に留意しなければならない。

- (1) 勤務時間、診療開始時間を厳守すること
- (2) 向上心を絶やさず、院内外の諸会議、研修会、グループ活動等に積極的に参加し、継続的に知識・技能の習得及び他職種との交流に努めること
- (3) 品性を陶冶し、基本的なマナーの保持・向上に努めること
- (4) 当院の理念、基本方針、年度計画等を理解し、病院運営に対する参画意識をもつこと

第3章 職業倫理

第6条 職員は、医療人として医療法のほか各職種に関連する法令を誠実に遵守し、医療人としての責務を果たさなければならない。

第7条 職員は、当院の「患者の権利と責務」を理解し患者との信頼関係を築き上げる努力をしなければならない。

第8条 職員は、医療人として前2条のほか、以下の事項について特に留意しなければならない。

- (1) 医療行為は患者・家族へ分かりやすく説明され、同意の上で行うこと
- (2) 患者の安全確保は基本的な責務であると認識し、医療事故はすべて報告すること
- (3) 病院医療はチーム医療であることを十分理解し、職種間相互に尊敬しあい情報を共有すること
- (4) 職員間の連携を高めるために、研修会、症例検討会、カンファレンス等を通じ職員相互の情報交換を密にすること
- (5) 保険診療を理解し、それに基づく適切な医療を行うこと
- (6) 正しい医学的知識の普及・開発に努めて地域の健康・医療の推進に協力すること

第4章 医学・研究倫理

第9条 職員は、人間を直接対象とした先進的医療行為及び医学研究を行う場合は、医の倫理に関するヘルシンキ宣言等の趣旨を尊重しなければならない。

- 2 職員は、ヒトゲノム・遺伝子解析に関する研究を行う場合は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成13年3月29日、文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示、平成26年11月25日一部改正）に従わなければならない。
- 3 職員は、前2項の規定のほか、別に定める当院の臨床研究及び疫学研究に関する指針を遵守しなければならない。

第5章 倫理に関する委員会

第10条 院長は、本規程の実施に必要な事項（原則として臨床治験及び臓器提供に係る事案を除く）を審議するために倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会の組織、構成、運営等に必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年7月 1日から施行する。

この規程は、平成23年6月21日から施行する。

この規程は、平成28年4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年7月 1日から施行する。